

25.3.29

市民開放施設の市民利用に関する確認書

学校法人立命館（以下「甲」という。）及び茨木市（以下「乙」という。）は、平成25年3月5日に締結した「立命館大学大阪茨木新キャンパス設置に関する基本協定書に関する覚書」第1条第2項に基づき、地域連携及び社会貢献を目的として、甲が建築する市民開放施設を広く市民（市内に在住する者、在勤する者又は在学する者、市内の事業者等をいう。以下同じ。）が利用すること（以下「市民利用」という。）について次のとおり確認する。

1. 市民開放施設に置く施設

甲が建築する市民開放施設には、次の施設を置く。

- (1) ホール施設（大ホール、小ホール及び平土間ホールをいう。以下同じ。）
- (2) 教学施設（セミナールーム及びアクティブラーニングルームをいう。以下同じ。）
- (3) 図書館
- (4) 音楽練習施設
- (5) 研究・产学連携施設
- (6) レストラン
- (7) その他施設

2. 各施設の市民利用

市民開放施設に置く各施設の市民利用については、次のとおりとする。各施設の市民利用に係る条件及び手続等の詳細は、甲乙協議し甲が定める。

(1) ホール施設、教学施設及び音楽練習施設

甲は、市民がホール施設、教学施設及び音楽練習施設（以下「ホール施設等」という。）を利用できるよう、貸出を行うものとする。

また、立命館大学（以下「大学」という。）が開催する市民公開講座等においても活用するものとする。

(2) 図書館

甲は、市民が図書館を利用できるよう、図書の閲覧及び貸出等を行うものとする。

また、市内に在住する高校生及び市内の高校に在学する者が、大学の夏期及び春期休暇中の大学が定める期間、自習等に利用できるよう、図書館の無料開放を行うものとする。

(3) 研究・产学連携施設

甲は、大学と市内の事業者等との研究・产学連携活動の推進に供するよう、研究・产学連携施設を活用するものとする。

(4) レストラン及びその他施設

甲は、市民がレストラン及び甲と乙の連携に資するその他施設を利用できるよう、開放を行うものとする。

3. 市民料金

甲は、ホール施設等の市民への貸出について、市民以外の学外利用料金とは別に、学外利用料金よりも低額な市民料金を設定し、適用するものとする。

また、図書館の貸出利用等に係る市民の登録料金についても同様とする。

市民料金については、乙の意見を聴き、甲が定める。

4. 事前調整による利用予約

乙は、乙又は公益財団法人茨木市文化振興財団の主催又は共催事業におけるホール施設等の利用については、事前に甲と調整し、利用の予約を行うことができるものとする。利用料金については甲乙協議するものとする。

5. 利用可能期間及び利用制限

甲は、原則として大学が市民開放施設を利用可能な期間を、市民が利用可能な期間とする。ただし、甲が、授業・試験等、教育・研究活動の支障になると判断する場合は、市民利用を制限することができる。

また、甲は、選挙及び選挙活動を目的とする市民利用、政党活動又は宗教活動を行う市民利用その他甲が適当でないと判断する目的での市民利用は認めないことができる。

利用可能期間及び利用制限については、乙の意見を聴き、甲が定める。

6. 定めのない事項等の協議

本確認書の内容について、変更又は追加が必要なとき、疑義が生じたとき、又は定めのない事項等が生じたときは、甲乙で誠意をもって協議する。

平成25年3月29日

甲 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地

学校法人立命館

理事長

長田 豊臣



乙 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

代表者 茨木市長

木本 保平

